

事務連絡
令和7年3月12日

(一社)岩手県建築士会
各支部長 様

(一社)岩手県建築士会
専務理事兼事務局長
永井 昌

改正基準法・省エネ法講習会における質疑応答集について

時下、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、令和7年1月に4回にわたり開催した改正基準法・省エネ法講習会における質疑応答集を、関係者の協議の上とりまとめ、別添ファイルの通り3月3日岩手県建築士会ホームページに公開しましたのでお知らせいたします。

尚、特に留意すべき点は下記のとおりです。

質問3 「基礎の鉄筋にはフックが必要」は義務か

回答

平成12年建設省告示第1347号の規定により、主筋と補強筋は緊結する必要があり緊結の方法としては、フック付きの鉄筋、特殊スポット溶接された住宅用ユニット鉄筋、あるいは評定取得の製品等が考えられます。緊結とみなせない場合検討書が必要となる場合があります。なお、現場溶接や結束線は緊結されているとみなせません。

- 参考図として、講習会で使用した改正建築基準法「2階建ての木造一戸建て住宅(軸組構法)等の確認申請・審査マニュアル」(青本)P117～P119 及び P168 をご覧ください
- これまではいわゆる「4号建築における審査省略」により検討書の添付等は必要なかった項目ですが、令和7年4月1日よりはこの点も審査事項になりますので、注意が必要です。
- フックを省略するためには施行令第38条第4項により構造計算による検討が必要ですが、これには(公財)日本住宅・木材技術センター発行の「木造軸組み工法住宅の許容応力度設計」(通称「グレー本」)を参考としてください